

広島文教大学美樹会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島文教大学美樹会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、知徳の向上に努め、併せて大学の発展に貢献することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務所を広島県広島市安佐北区可部東一丁目2番1号広島文教大学に置き本部とする。また、適所に支部を設置することができる。ただし、役員会の承認を必要とする。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員 可部女子短期大学、広島文教女子大学短期大学部、広島文教女子大学及び広島文教女子大学大学院、広島文教大学及び広島文教大学大学院の在学学生、卒業生及び修了生

(2) 特別会員 広島文教大学教職員並びに前条各大学に勤務した旧教職員

(会員の義務)

第5条 会員は本会に対して次の義務を負う。

(1) 会員は、氏名の変更、住所の移転、身上の異動があった場合は、本会の事務所まで届けなければならない。

(2) 正会員は、終身会費12千円を入会時に納入しなければならない。

第3章 事 業

(事 業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。ただし、個人情報に関することについては、個人情報保護法にもとづいて行う。

(1) 大学の教育事業の援助

(2) 会報の発行

(3) 会員の慶弔

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計監査 2名

(4) 会計 3名 (5) 幹事 3名 (6) 書記 4名

(選 任)

第8条 会長、副会長、会計監査、会計、幹事及び書記は、総会において選出する。

第9条 幹事長は、役員会において幹事の中から選出する。

第10条 支部長は、各支部より互選によって選出する。

(任 期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任することはできない。

(役員の補充)

第12条 役員に欠員を生じた場合には、役員会の議を経て補充する。ただし、その任期は、前任者の残りの任期とする。

(役員の仕事)

第13条

(1) 会長は、本会を代表し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代行する。

(3) 書記は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

(4) 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(5) 幹事、支部長は、会長の諮問に応じ重要事項を処理し、これを執行する。

(名誉会長)

第14条 本会に名誉会長を置き、広島文教大学長を推挙する。

(参 与)

第15条 本会に参与を若干名を置く。

第5章 総会及び役員会

(総 会)

第16条 総会は原則として2年に1回開催し、会長が招集する。その時期は、10月を定例とする。

第17条 総会開催にあたっての必要事項は少なくとも開催の30日以内に会員に通知するものとする。

第18条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

第19条 総会で行う事項は次のとおりとする。

(1) 会務及び事業に関する報告及び承認

(2) 予算及び決算の承認

(3) 役員の選出及び承認

(4) 規約の改正

(5) その他、特に必要と認められた事項

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または、役員の過半数が要求したとき、会長が招集する。

第21条 役員会で行う事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画

(2) 総会に提出すべき議案

(3) 役員の補充に関する事

(4) その他、本会の運営に必要と認める事項及び第19条第4号に定めることで緊急を要する事業

第6章 会 計

(経 費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 雑 則

(雑則)

第24条 本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和39年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年10月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年11月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年11月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年11月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年10月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。